| 積算基準 | 土木 |
|-----------|----|
| 現場中間検査 | 不要 |
| 工場等派遣中間検査 | 不要 |
| 樹木保険加入 | 不要 |

工 事 設 計 書

| 事設 | 業 計 | 年年 | 度月 | 令和 7年度 令和 年 月 | | | |
|----|--------|-----|-----|------------------|---------|-----------|-------|
| 予 | 算 | 科 | 目 | 款 | 項 | 目 | 節 |
| エ | 事 | 場 | 所 | 京都市伏見区醍醐和泉町他 | 地内 | | |
| 路線 | 名又に | は河川 | 名等 | | | | |
| エ | 事 | | 名 | 河川維持補修(その1)工具 | 事(万千代川) | | |
| 工 | | | 期 | 契約日の翌日から令和 8年 | 3月13日まで | | |
| 事 | 業割 | 果(所 |) 名 | 伏見土木みどり事務所 | | 単価使用年月 令和 | 」 年 月 |
| 工 | 事 | 番 | 号 | | | 歩掛適用年月 令和 | 1 年 月 |
| 変 | 更 | 口 | 数 | | | 基準適用年月 令和 | 1 年 月 |
| 主 | 工 | | 種 | | | 単 価 地 区 | |
| 前 | 払金 | き 支 | 出 | | | 調整区分 | |

京都市 建設局



工事概要

| 工事延長 | | | | m | 1, 217 |
|--------------|----|----|----------------|----|--------|
| 掘削工 | m3 | 20 | 本体工(コンクリート) | m3 | 6 |
| 水叩工(コンクリート) | m3 | 94 | 水替工 | 式 | 1 |
| 金網·支柱(立入防止柵) | m | 18 | コンクリート構造物とりこわし | m3 | 18 |

施工理由

本工事は、万千代川において河床コンクリート等を補修し、河川構造物の機能回復を図るものである。

| | | | 設計 | ·額 | 請負 | 額 |
|-----|--------------|----|----|-----|----|-----|
| | | | 金額 | 増減額 | 金額 | 増減額 |
| _ | 事費 | 前回 | 円 | Ш | 円 | Д |
| | 尹 | 今回 | 円 | [-] | 円 | [] |
| 内 | 工事価格 | 前回 | 円 | Ш | 円 | П |
| Pi | | 今回 | 円 | [-] | 円 | |
| 訳 | 消費税相当額 | 前回 | 円 | Ш | 円 | Д |
| 17/ | 円負7九7日3日 | 今回 | 円 | LJ | 円 | |
| 支 | | 前回 | 円 | Ш | | П |
| | 給 品 費 | 今回 | 円 | [] | 円 | [] |

京都市 建設局

積算参考資料 (間接費補正一覧)

| 単 | 価 | 使 | 用 | 年 | 月 | 2025年7月 | |
|------|-------|----------|------|-----|---|--------------------|--------|
| 歩 | 掛 | 適 | 用 | 年 | 月 | 2025年7月 | |
| 基 | 準 | 適 | 用 | 年 | 月 | 2025年7月 | |
| 単 | 1 | Б | 地 | | 区 | 2601: I 地区 | |
| 調 | Ē | ě | 区 | | 分 | 単独工事 | |
| 現場環境 | 竟改善 | 費 (率 | 計上) | | | | |
| 市 | 街 | 地 | ī | 補 | 正 | 市街地 | |
| 共通仮 | 没費 (| 率計上) |) | | | | |
| 主 | た | る |) | 工 | 種 | 02:河川・道路構造物工事 | |
| 施 | エ | 地域 | \$ 等 | 補 | 正 | 市街地 (DID補正) (1) -3 | 1.2 |
| I | C | 「 施 | エ | 補 | 正 | 補正なし | 1.0 |
| 週 | 休 | 2 | 日 | 補 | 正 | 4週8休以上(通期) | 1. 02 |
| 現場管理 | 里費 | | | | | | |
| 施 | 工 | 地垣 | 文 等 | 補 | 正 | 市街地 (DID補正) (1) -3 | 1.1 |
| I | C | 「 施 | エ | 補 | 正 | 補正なし | 1.0 |
| 週 | 休 | 2 | 日 | 補 | 正 | 4週8休以上(通期) | 1. 03 |
| 一般管理 | 里費 | | | | | | |
| 前扣 | 金支 | 出割る | 含にこ | よる補 | 正 | 補正を行わない | 1.00 |
| 財 | 団法 | 人等 | によ | る補 | 正 | 補正を行わない | 1.00 |
| 契約 | 的 保 詞 | 正に | 係る | 補正 | 率 | 金銭的保証 | 0. 04% |

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

| 工種 | 種別 | 細別 | 規格・条件 | 見積等項目名 | 単位 | 単価(円) | 施工費 (諸雑費込) 等の区分 | 備考 |
|--------|--------|----------|---|--------|----|---------|--------------------|--------|
| 床止め工 | 本体工 | | 無筋構造物,人力打設,18-8- 40(高炉),一般養生,荷下ろ し・運搬含む,材工共 | | m3 | 72, 770 | 材工共 | |
| 防護柵工 | 残土処理工 | 残土等処分 | 指定地処分 | | m3 | 6, 600 | 処分費 | 管理費区分T |
| 構造物撤去工 | 支障物撤去工 | (河川東古陸士) | 幹周1m×長さ4m:10本,幹周 3m×長さ10m:1本,積込場所 までの移動含む | | t | 40, 900 | 施工費 | |
| | 運搬処理工 | 木くず積込 | 機械積込,種別:倒木 | | t | 22, 820 | 施工費 | |
| 共通仮設費 | 役務費 | 借地料 | 資機材搬入箇所,2箇所 | | 式 | 59, 000 | 借地料 | 管理費区分0 |

| 工事名 河川維持補修(その1)工事(| 万千代川) | | | | 事業区分 工事区分 | 河川維持・修繕 床止め・床固め | | |
|--------------------|--|-----|----|----|--------------|-----------------|----|--|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 | |
| 末止め・床固め | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| 河川土工 | | | 1 | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| 河川土工 | | 14 | 1 | | | | | |
| 【参考数量】 | | 式 | 1 | | | | | |
| | 土質: 土砂, 現場制約あり | 10 | 1 | | | | | |
| (河床部) | | | 00 | | | | | |
| | 土質: 土砂, 現場制約あり, 締固め無し | m3 | 20 | | | | | |
| (河床部) | | | | | | | | |
| さ 4 4 7 | | m3 | 20 | | | | | |
| 床止め工 | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| 本体工 | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| コンクリート(1) | 無筋構造物, バックホウ(クレーン機能付)打設, 18-8-40(高 炉), 一般養生 | | | | | | | |
| 【区間①】 (河床部) | | m3 | 2 | | | | | |
| コンクリート(2) | 無筋構造物,人力打設,18-8-40(高炉),一般養生, 荷下ろし・運搬含む,材工共 | | | | | | | |
| 【区間②】 (河床部) | 同十分と産城自己、初上八 | m3 | 4 | | | | | |
| 水叩工 | | mo | 1 | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| コンクリート(3) | 無筋構造物,コンクリートポンプ 車打設,18-8-40(高炉), | IV. | 1 | | | | | |
| 【区間③】 | 一般養生, 圧送距離: 60m以下 | | | | | | | |
| コンクリート(4) | 無筋構造物,人力打設,18-8-40(高炉),一般養生, | m3 | 15 | | | | | |
| 【区間④】 | 現場內小運搬有り | | | | | | | |
| | 年於朱林。 [九十元 10 0 40/古尼) 如李 4. | m3 | 10 | | | | | |
| コンクリート(5) 【区間⑤】 | 無筋構造物,人力打設,18-8-40(高炉),一般養生, 現場内小運搬有り | | | | | | | |
| | | m3 | 6 | | | | | |

- 1 -

京都市

| 工事名 河川維持補修 (その1) 工事(| 万千代川) | | | | 事業区分 工事区分 | 河川維持・修繕 床止め・床固め | | |
|----------------------|--|-----|-----|----|--------------|--------------------|----|--|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 | |
| コンクリート (6) 【 区間⑥】 | 無筋構造物,コンクリートポンプ 車打設,18-8-40(高炉),一般養生,圧送距離:延長無し | | | | | | | |
| | | m3 | 18 | | | | | |
| コンクリート(7) 【区間⑦】 | 無筋構造物,コンクリートポンプ車打設,18-8-40(高炉),一般養生,圧送距離:延長無し | | | | | | | |
| | do will be the life visit | m3 | 13 | | | | | |
| 型枠 【区間⑦】 | 一般型枠,無筋構造物 | | | | | | | |
| | | m2 | 5 | | | | | |
| コンクリート(8) 【区間⑧】 | 無筋構造物,人力打設,18-8-40(高炉),一般養生, 現場内小運搬有り | . 9 | C | | | | | |
| コンクリート(9) | 無筋構造物,人力打設,18-8-40(高炉),一般養生, | m3 | 6 | | | | | |
| 【区間⑨】 | 現場內小運搬有り | | | | | | | |
| LENGI | | m3 | 9 | | | | | |
| コンクリート (10) 【区間⑩】 | 無筋構造物,コンクリートポンプ 車打設,18-8-40(高炉),一般養生,圧送距離:120m以下 | | | | | | | |
| | | m3 | 12 | | | | | |
| 防護柵工 | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| 作業土工 (フェンス設置箇所) | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| 床掘り | 土質: 土砂, 現場制約あり | | | | | | | |
| 【参考数量】 | | m3 | 8 | | | | | |
| 基面整正 (フェンス基礎) | | | | | | | | |
| (/1//盃(使) | | m2 | 1 | | | | | |
| 埋戻し | 土質: 土砂, 現場制約あり, 締固め有り | | | | | | | |
| 【参考数量】 | | m3 | 7 | | | | | |
| 残土処理工 | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| 土砂等運搬 | 土質: 土砂, 現場制約あり, 人力積込 | | | | | | | |
| (設計運搬距離:3.6km) | | m3 | 0.2 | | | | | |

- 2 - 京都市

| 二事名 河川維持補修(その1)工事(| 万千代川) | | | | 事業区分 工事区分 | 河川維持・修繕 床止め・床固め | |
|---------------------------|---|-----|-------|----|--------------|-----------------|----------|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
| 残土等処分 | 指定地処分 | | | | | | |
| | | m3 | 0. 2 | | | | |
| 防止柵工 【資機材搬入箇所】 | | 式 | 1 | | | | |
| 金網·支柱(立入防止柵)(1) | ネットフェンス, 基礎ブ゚ロック, 支柱柵高:1.2m, 支柱間隔:2.0 | I), | 1 | | | | (概) |
| | m | m | 12 | | | | |
| 金網·支柱(立入防止柵)(2) | ネットフェンス, 基礎ブ・ロック, 支柱柵高:1.8m, 支柱間隔:2.0 | III | 12 | | | | (概) |
| | m | m | 6 | | | | |
| 基礎ブロック(1) (H=1.2m用) | ネットフェンス, 基礎砕石有り (RC-40), 180×180×450 | | | | | | (概) |
| ++ | ネットフェンス, 基礎砕石有り (RC-40), 200×200×450 | 個 | 8 | | | | (limt) |
| 基礎ブロック(2) (H=1.8m用) | ポプト/エノ시, 基礎作石 有 り (RU−40), 200×200×450 | 個 | 4 | | | | (概) |
| 構造物撤去工 | | IEI | 1 | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| 構造物取壊し工 | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| コンクリート構造物とりこわし (既設河床部) | 無筋構造物, 人力施工, 時間的制約無し, 昼間 | | | | | | |
| à 1 7 \ \ 7 \ \ dele +- | 支柱柵高: 1. 2m及び1. 8m, 支柱間隔2. 0m | m3 | 18 | | | | / Hair \ |
| ネットフェンス撤去 (資機材搬入箇所) | 文任棚间・1. 2世及び1. 6世, 文任同期2. 6世 | m | 18 | | | | (概) |
| 支障物撤去工 | | III | 10 | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| 倒木処理 (河川内支障木) | 幹周1m×長さ4m:10本,幹周3m×長さ10m:1本,積込場所までの移動含む | | 1 | | | | |
| | | t | 5. 69 | | | | |
| 運搬処理工 | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |

- 3 -

京都市

| に事名 河川維持補修(その1)工事() | 万千代川) ———————————————————————————————————— | | | | 事業区分 工事区分 | 河川維持・修繕 床止め・床固め | |
|-----------------------|--|------|--------|----|--------------|-----------------|--------|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
| 殼積込 | 人力積込,殼種別:コンクリート殼(無筋) | | | | | | |
| (フェンス基礎) | | m3 | 0. 2 | | | | |
| | 人力積込, 殼種別: コンクリート殼(無筋) | IIIO | 0.2 | | | | |
| | | | | | | | |
| (設計運搬距離:8.2km) | 殻種別:コンクリート殻(無筋) | m3 | 14 | | | | |
| 成だ刀 | BX (EA) | | | | | | |
| | | m3 | 14 | | | | |
| 木くず積込 | 機械積込,種別:倒木 | | | | | | |
| | | t | 5. 69 | | | | |
| 木くず運搬 | 機械積込,種別:倒木 | | | | | | |
| (設計運搬距離:9.6km) | | t | 5. 69 | | | | |
| 木くず処分 | 種別:倒木 | | 0.00 | | | | |
| | | | F 60 | | | | |
| 現場発生品積込 | クレーン装置付2t級2t吊,種別:ネットフェンス | t | 5. 69 | | | | |
| | | | | | | | |
| | クレーン装置付2t級2t吊,種別:ネットフェンス | t | 0.15 | | | | |
| 現場発生品運搬 | グレーン表直刊 2 ti教2 ti力, 種別・キット/エノA | | | | | | |
| (設計運搬距離:9.7km) | | t | 0.15 | | | | |
| スクラップ控除 | ^t*-H2 | | | | | | |
| | | t | -0. 15 | | | | |
| 仮設工 | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | |
| 水替工 | | 1 | 1 | | | | |
| | | | _ | | | | |
| ポンプ排水 | 排水量:0以上40(m3/h)未満,排水方法:作業時排水 | 式 | 1 | | | | (概) |
| ↑ // 排水 【区間①~⑩】 | Di ハミ・マクル・IV (mo/ II/ /Nimi) pr/ハノル・I 「木中」 pr /ハ | | | | | | (154.) |
| | | 日 | 39 | | | | |
| 排水ポンプ設置・撤去 【区間①~⑩】 | 排水ポンプ設置・撤去 | | | | | | |
| [四郎①] | | 箇所 | 10 | | | | |

- 4 -

京都市

| 規格 小口並べ, 仕拵・積込・撤去, 現場発生土流用 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | ***・目 | |
|-------------------------------|--------------|---------------------------------------|---|--|---|----------------|
| 小口並べ, 仕拵・積込・撤去, 現場発生土流用 | | + | | 业15 | 数量・金額増減 | 摘要 |
| | | | | | | (概) |
| | m2 | 60 | | | | |
| | | | | | | |
| | 式 | 1 | | | | |
| 交通誘導警備員B, 昼間 | | | | | | |
| | 人目 | 142 | | | | |
| | 7711 | | | | | |
| | 式 | 1 | | | | |
| | | | | | | |
| | | 1 | | | | |
| | | 1 | | | | |
| | | 1 | | | | |
| | | 1 | | | | |
| | | 1 | | | | (概)を参照 |
| | | 1 | | | | (196) 2 5 7/1/ |
| | | 1 | | | | |
| | | 1 | | | | |
| | 寸: | 1 | | | | |
| | | 1 | | | | |
| | | 1 | | | | |
| | | 1 | | | | |
| | 式 | 1 | | | | |
| 資機材搬入箇所,2箇所 | | 1 | | | | 内 1号 |
| | + | 1 | | | | |
| | 1 | 1 | | | | |
| | | 1 | | | | |
| | 資機材搬入箇所, 2箇所 | 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 | 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 | 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 | 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 | 式 1 |

- 5 - 京都市

| 工事名 河川維持補修(その1)工事(万千代川 | | | | | | | | |
|------------------------|----|----|----|----|----|---------|----|--|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 | |
| 現場環境改善費 (率計上) | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| 共通仮設費 (率計上) | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| 純工事費 | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| 現場管理費 | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| 工事原価 | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| 一般管理費等 | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| 工事価格 | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| 消費税額及び地方消費税額 | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| 工事費計 | | | | | | | | |
| | | 式 | 1 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

- 6 -

京都市

| | | | り内割 | 書 | | 単価使用年月 歩掛適用年月 労務調整係数 | |
|-----------|----|------|---------|----|----|----------------------------|----|
| 世 内 1号 | | 資機材搬 | 入箇所,2箇所 | | | | |
| 名称・規格 | 条件 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
| 借地料(m2入力) | | | | | | | |
| | | m2 | 100 | | | | |
| 借地料(m2入力) | | | | | | | |
| | | m2 | 100 | | | | |
| | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

特 記 仕 様 書(個別工事編)

工 事 名 河川維持補修(その1)工事(万千代川) 工事場所 京都市伏見区醍醐和泉町他 地内

1 一般事項

第1条(適用)

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携(以下「請負工事必携」という。)(令和6年8月)」及び「特記仕様書(全工事共通編)(令和6年8月)」によらなければならない。なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書(全工事共通編)及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事(土木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書(全工事共通編)

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)

第2条(受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象(受注者希望方式による「月単位の週休2日」)であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領|
 - (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html) に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、 その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2 日 | の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」(4週8休以上であることを明記すること。)である旨を明示すること(様式不問)。

第3条(受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象(ただし、受注者希望方式)であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html) に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」 において、加点対象となる。

第4条(前払金)

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証 (中間前払金保証を含む。) について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照(https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf)

2 現場条件に関する事項

第1条 (現場条件)

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等を留意すること。

- 1 工事期間中の安全確保について、監督職員と協議を行い、適切な安全対策を講じること。一般 通行車両の妨げとならないよう全作業員に周知を図ること。
- 2 観光地に近接していることから、工事期間中は一般交通の妨げとならないよう注意するとと もに、施工時期及び時間帯について、監督職員と協議を行うこと。

第2条(施工時間)

施工は昼間とし、標準的な作業時間帯は、8時~17時とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、 施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とす る。

また、休日(土曜日・日曜日・祝日)の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむを えず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

なお、施工時間帯等は平日と同様とすることとし、事前に地元住民・関係機関へ周知を徹底すること。

第3条(交通誘導警備員)

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

| 配置場所 | 交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数) | 編成 | 昼間・夜間・ 24時間の別 | 交替要員 の有無 |
|--------|-------------------------|------------------|------------------|-------------|
| 工事起終点他 | 2名 | 交通誘導警備員 B 2 名 | 昼間 | 無 |

第4条(工事規制)

1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各 号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵 守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/000003649.html

- (1) 年末年始規制
- (2) 観光規制

| 規制種別 | 規制路線 及び地域 | 規制期間 | 規制内容 |
|--------|------------------------------------|-------------------------|---|
| 年末年始規制 | その他道路 | 12月27日~1月5日 | 規制期間中は、新たな工事に着手し、又 は工事区域を拡大してはならない。ただ し、道路の仮復旧等、一般交通に開放す るための工事はこの限りでない。 |
| 観光規制 | 道路工事 規制図に 記載する 地域及び 路線 | 10月の最終土曜日 ~11月の最終日曜日 | 規制期間中は、原則として工事を中止すること |

第5条(資機材搬入箇所)

本工事は、隣接する民地を資機材搬入箇所として使用するために、下表のとおり借地面積及び借地日数を計上している。なお、地権者との借地交渉は請負者が行わなければならない。また、交渉にあたっては誠意ある態度で臨むこと。交渉の結果、借地面積等が変更となった場合は設計変更の対象とする。借地部については、原則工事完了後に現状復旧するものとし、復旧方法等について地権者から指示があった際には監督職員に報告すること。

| 箇所 | 借地面積(m2) | 借地日数(日) | 備考 |
|-------|----------|---------|----|
| 区間⑤付近 | 100m2 | 2 箇月 | |
| 区間⑧付近 | 100m2 | 1 箇月 | |

3 監督職員の確認に関する事項

第1条(材料確認)

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料(見本を含む)との照合、搬入された材料等の外観(角欠け、ひび割れ等)、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法(幅、長さ、高さ)及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料(納品書、納品伝票も可)を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

| 材 料·製 品 | 備考 |
|-------------------|---------------|
| プレキャストコンクリート製品 | 「品質管理基準及び規格値」 |
| (JIS I類、JIS Ⅱ類含む) | (区分・項目・方法・頻度) |

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

| 工種·種別等 | 細別 | 材料・資材・製品 |
|--------|-----------------|----------------------------|
| 防止柵工 | 金網・支柱(立入防止柵)(1) | ネットフェンス (3.2×50(mm)、H1200) |
| 防止柵工 | 金網・支柱(立入防止柵)(2) | ネットフェンス (3.2×50(mm)、H1800) |

第2条(受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者(又は監理技術者、或いは監理技術者補佐)又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条(段階確認)

受注者は、共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録(出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等)と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

| 工種-種別等 | 細別 | 確 認 時 期 |
|----------|----|---------|
| 河川土工 掘削工 | 掘削 | |

第4条(立会確認)

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が 確認するまでは次の作業に進んではならない。

| 項目 | 確 認 方 法・目 的 等 | | | | |
|-------------|--------------------------------|--|--|--|--|
| 保安施設設置状況 | 工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする(ただし、 | | | | |
| 休女旭叔叔但仆仇 | 立会確認書は必要としない。)。 | | | | |
| ダンプトラックの過積載 | ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認を | | | | |
| 状況確認 | する(ただし、立会確認書は必要としない)。 | | | | |

第5条(品質管理試験)

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準(品質管理基準及び規格値)に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

| 工種 | 品目·規格等 | 試験項目 | 試験時期・頻度 | 備考 |
|-------------|------------------|-----------|---------|-------|
| | 塩化物総量規制 | 打設前、1回 | | |
| | | 単位水量測定 | " | |
| セメント・コンクリート | レディーミクストストコンクリート | スランプ試験 | " | |
| | 18-8-40BB | 空気量試験 | " | |
| | | 圧縮強度試験 | 1回 | 1週・4週 |
| | | /上州印思/文武機 | 1 III | を各3個 |

4 建設副産物に関する事項

第1条(建設副産物の適正処理)

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」 (最終改正平成23年4月1日)及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(最終改正平成16年4月1日)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

| 建設副産物 | 受入場所 | 備 | 考 |
|--------------|---|--------------|--------------|
| コンクリート塊 (無筋) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 宇治市槙島町吹前 21 番地ほか | 設計運 | 搬距離 3.2km |
| (幹) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町保留地番号第 45-1-2 号地 | 設計運 L = 9 | |

2 建設発生土が発生する場合の対応(指定地処分)

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設 計変更の対象とする。

<建設発生土>

| 建設副産物 | | 受入場所 | 備 | 考 |
|-------|-----------------|------|-------|------|
| 建設発生土 | (指定地処分) | 近畿資材 | 設計運 | 搬距離 |
| 建议光生工 | 京都市山科区勧修寺南大日 31 | | L = 3 | 3.6m |

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 本工事の土砂等の性状(色、臭い等)や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (2) 上記の(1)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書(計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類(測定方法を明示したもの))
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地(以下、「積算受入地」という。)を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の

対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地(以下、「提案受入地」という。)を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

4 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し(搬出先を変更したときのみ)と 処分量を明記した証明書(受入確認書等)を監督職員に提出すること。

| 建設副産物 | 受入場所 | | 考 |
|-----------|----------------------------|-------------------|-------|
| スクラップ | 로센호로柳우로다 [현 핑로AS + III 10 | | 搬距離 |
| (ヘビーH 2) | 京都府京都市南区上鳥羽南鉾立町 13 | $\Gamma = \delta$ | 9.7km |

第2条(特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((最終改定平成26年6月4日)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

| | 工 程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 | |
|-----------------|------------|----------|--------------|--|
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | ①仮設 | 仮設工事 | □手作業 | |
| | | □有 ■無 | □手作業・機械作業の併用 | |
| | ②土工 | 土工事 | □手作業 | |
| | | ■有 □無 | ■手作業・機械作業の併用 | |
| | ③基礎工(杭基礎等) | 基礎工事 | □手作業 | |
| | | □有 ■無 | □手作業・機械作業の併用 | |
| | ④本体構造 | 本体構造の工事 | □手作業 | |
| | | ■有 □無 | ■手作業・機械作業の併用 | |
| | ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事 | □手作業 | |
| | | ■有 □無 | ■手作業・機械作業の併用 | |
| | ⑥その他() | その他の工事 | □手作業 | |
| | | □有 ■無 | □手作業・機械作業の併用 | |

② 再資源化施設等の所在地

特定建設資材廃棄物の処理施設については、「前項 建設副産物の適正処理について」において示したとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条(検査工事書類の提出)

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1ヶ月前までに提出すること。また、完成 検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第2条(情報共有システムの利用)

- 1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。
 - システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン (令和6年3月) (※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定する こと。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に 係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。 なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。
 - ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

第3条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

- 2 実施内容
- (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

- ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へ Web会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、 受発注者間の協議により決定するものとする。
- イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及 び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、 受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査 に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3)費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に 関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更 の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第4条(掘削土及び石材の再利用)

掘削により発生した掘削土及び構造物取壊し工により発生した石材は現地浸食部への再利用を基本とする。

第5条(水替工)

1 水替工で想定しているポンプの条件は、下記のとおりである。

排水量:0以上40 (m3/h) 未満

排水方法:作業時排水

- 2 土のう積工に用いる土のう袋には、現場発生土を使用することを基本とし、それによりがたい場合 は監督職員の承諾を得るものとする。
- 3 前項で使用した現場発生土及び土のう袋の後処理については監督職員と協議をすること。

第6条(倒木処理)

施工及び流水機能に支障のある倒木については撤去から処分までを適切に行うこととする。当初設計では倒木 5.69 t を想定しているが、最終的に精算変更するものとする。

第7条(施工管理)

- 1 週間工程表等の工事の進捗に係る資料を作成し、前週木曜日の午後5時までに監督職員に提出すること。その様式については、受注者により定め、監督職員の承諾を得るものとする。
 - また、関係機関(所轄の消防署、まち美化事務所等)に週間工程表の提出が求められた場合には、 監督職員に提出した週間工程表の写しを受注者において、関係機関に提出すること。
- 2 工事施工範囲付近にある民家・会社・営業店舗・施設・通行車両・自転車・歩行者等については、 工事施工時間及び日時について連絡を密にして、営業等に支障が起こらないように十分に配慮して作 業を行うこと。また、建設機械等使用時において、騒音・振動には十分注意して施工すること。
- 3 施工上でのトラブルが生じた場合には、受注者の責任において処理し、監督職員に報告すること。 また、地域住民及び営業車両等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
- 4 受注者は、施工に際して工事現場内またはその隣接敷地若しくは付近道路において、工作物または 人畜に与えた損害や、民有又は官有の施設を破損した場合は、受注者の費用負担で原状に復旧しなければならない。また、資材・機器材、土砂などの搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は、受 注者の責任において監督職員の指示に従い補修・清掃を行うこと。
- 5 本工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合にはただちに監督職員に連絡するとともに速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時についても異常がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。
- 6 受注者は、土木工事施工管理基準及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、 監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。
- 7 道路境界杭及び道路境界プレート等を一時撤去する場合もしくは撤去した場合は、道路区域明示図に基づき、座標により管理し、監督職員の指示にしたがって復元すること。また、隣接土地所有者と立会いのうえ撤去し、復元設置すること。また、撤去、復元設置作業の写真は、必ず測定尺を使用し、撮影すること。
- 8 本工事施工区域内の既設京都市建設局測量基準点で、一時撤去が必要になった時は、「京都市建設 局測量標管理要項」により、本市指名競争入札参加有資格者名簿による測量業者に移転もしくは原状 回復させなければならない。
- 9 仕様書および本特記仕様書に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、そのときは、速やかにその指示にしたがうこと。
- 10 ゴミ収集作業及びし尿汲み取り作業に協力し、付近住民に迷惑をかけないこと。
- 11 本工事は河川内工事の為、コンクリートの流出防止に十分努めること。

位 置 図

